

議案第28号

米原市手数料条例の一部を改正する条例について

米原市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、議会の議決を求める。

平成29年3月6日提出

米 原 市 長 平 尾 道 雄

提案理由

戸籍の無料証明に係る発行手続を整理し、および火薬類の取扱いに係る申請手続等を湖北地域消防組合の共同処理する事務としたことに伴い、改正の必要を認めたため、この案を提出するものである。

米原市手数料条例の一部を改正する条例

米原市手数料条例（平成 17 年米原市条例第 53 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 1 号中「および」を「または」に改め、「に、これを必要とする行政庁または団体が発給した文書に直接証明するとき。」を削る。

別表火薬の項を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表の改正規定は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

米原市手数料条例新旧対照表

改正後			現 行		
米原市手数料条例			米原市手数料条例		
第1条 略 (手数料の額および徴収)			第1条 略 (手数料の額および徴収)		
第2条 略			第2条 略		
2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には手数料を徴しない。			2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には手数料を徴しない。		
(1) 戸籍に関し、条例で定めるところにより無料で証明を行うことができる旨を規定する国民年金法(昭和34年法律第141号)その他の法律の規定に基づき戸籍に関する証明の請求があった場合または当該戸籍に関する証明に代えて住民票の記載事項の証明の請求があった場合			(1) 戸籍に関し、条例で定めるところにより無料で証明を行うことができる旨を規定する国民年金法(昭和34年法律第141号)その他の法律の規定に基づき戸籍に関する証明の請求があった場合および当該戸籍に関する証明に代えて住民票の記載事項の証明の請求があった場合に、これを必要とする行政庁または団体が発給した文書に直接証明するとき。		
(2)~(4) 略			(2)~(4) 略		
第3条~第6条 略			第3条~第6条 略		
別表(第2条関係)			別表(第2条関係)		
区分	手数料の内容	手数料の額	区分	手数料の内容	手数料の額
略			略		
屋外広告物許可	略	略	屋外広告物許可	略	略
			火薬	火薬類取締法(昭和25年法律第149号)第17条第1項の規定に基づく火薬類の譲受けの許可の申請に対する審査のうち火工品のみ譲受けの許可申請	1件につき 2,400円

	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1256 193 1742 240">火薬類取締法第 25 条第 1 項の規定に基づ</td> <td data-bbox="1742 193 2101 240">1 件につき 7,900 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1256 240 1742 288">く煙火の消費の許可申請</td> <td data-bbox="1742 240 2101 288"></td> </tr> </table>	火薬類取締法第 25 条第 1 項の規定に基づ	1 件につき 7,900 円	く煙火の消費の許可申請	
火薬類取締法第 25 条第 1 項の規定に基づ	1 件につき 7,900 円				
く煙火の消費の許可申請					
略	略				
<p style="text-align: center;">付 則</p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表の改正規定は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。</u></p>					